２０２５年度森林利用学会賞推薦のお願い

　「森林利用学会規約」及び「森林利用学会表彰規定」に基づき，森林利用学会賞の受賞候補者を募集します。森林利用学会賞は，本会会員であって，森林利用学に関し学術的並びに実務的に優れた業績によって貢献し，かつ今後一層の発展が期待されると認められる方に授与するもので、受賞の対象となる業績は，2020年1月1日から2024年12月31日までに刊行された論文または著書です（表彰規定を次頁に掲載）。

　会員の皆様からの推薦に基づいて選考を行いますので、積極的に推薦をお願いします。

　なお、推薦に当たっては，下記の事項を表彰委員会までお知らせ願います。

（1）候補者の業績等概要

　ａ．候補者の氏名，所属

　ｂ．対象業績の題名

　ｃ．対象業績の発表年月日，及び発表誌

　ｄ．対象業績の概要（1000字以内，共著の場合は共著者名，及び分担内容）

（2）推薦者の氏名と連絡先

　　推薦者の氏名，所属，電話番号，メールアドレス等

※なお，受賞内定時には上記の他に共著者の承諾書（対象となる業績が共著の場合，A4版１枚，書式自由）が必要になります。

募集の締切　　2025年9月30日（火）

推薦の方法

　上記の（1），（2）をそれぞれA4版1枚にまとめ，下記までお送りください。

　1．メールで推薦の場合

　 kotaro.zushi@pref.toyama.lg.jp

　2．郵送で推薦の場合

　 富山県農林水産総合技術センター森林研究所　図子光太郎

　 〒939-2251　富山県中新川郡立山町吉峰３

お問い合わせ先　　森林利用学会表彰委員会（図子）

　　E-mail　kotaro.zushi@pref.toyama.lg.jp

森林利用学会研究奨励賞について

　森林利用学会では，森林利用学会研究奨励賞も授賞しています。掲載時点で40歳以下の会員が筆頭者として執筆し，2024年の1月から2025年12月までの2年間に森林利用学会誌に掲載された論文，速報を対象に，今後の研究の発展性に重点を置いて審査し，受賞者を決定します。

　学生，若手研究者の方の森林利用学会誌への投稿をお待ちしています。森　林　利　用　学　会　表　彰　規　定

第 1 条 森林利用学会規約第 4 条 4 項に基づき森林利用学会表彰規定をつぎのように定める。

第 2 条 森林利用学会に「森林利用学会賞」制度を設ける。

第 3 条 森林利用学会賞は毎年度原則として 1 件とする。授賞の対象は，つぎのとおりとする。

1. 森林利用学会賞は，本会会員であって，森林利用学に関し学術的並びに実務的に優れた業績によって貢献し，かつ今後一層の発展が期待されると認められる者に授与する。
2. 前項の授賞の対象となる業績は，選考の前年度 12 月末までの過去5年以内に公刊された論文または著書とする。

第 4 条 森林利用学会賞は賞状・その他とし，その内容は理事会で定める。

第 5 条 会員は授賞に適すると思われる業績を本会に推薦することができる。

第 6 条 森林利用学会賞の授賞候補者の選考は，表彰委員会で行う。

第 7 条 森林利用学会賞の審査手順は，つぎのとおりとする。

1. 委員会は毎年度本学会員より森林利用学会賞候補を募る。
2. 委員会はそれぞれの候補業績について検討・協議の結果，多数意見をもって森林利用学会賞の候補者を選考する。同時に，委員長はその結果を会長に報告する。
3. 会長は表彰委員長から候補者の報告を受け，理事会の議決を経て授賞者を決定する。
4. 本委員会委員が授賞あるいは推薦候補になった場合には，委員の資格を失うものとする。

第 8 条 森材利用学会に，「森林利用学会研究奨励賞」制度を設ける。

第 9 条 森林利用学会研究奨励賞は本学会の学生および若手会員の研究奨励を目的とし，毎年度原則として 1 件とする。授賞の対象は，つぎのとおりとする。

1. 森林利用学会誌に発展性の高い論文または速報を発表し，今後の研究の発展が期待される者に授与する。
2. 前項の授賞対象者の業績は，選考の年度の 12 月末までの過去2年間に森林利用学会誌に掲載された論文または速報とする。

第 10 条 森林利用学会に，「学生優秀論文発表賞」制度を設ける。

第 11 条 学生優秀論文発表賞は本学会の学生会員の育成を目的とし，毎年度原則として 3 件以内とする。

 授賞の対象は，つぎのとおりとする。

1. 学生優秀論文発表賞は，表彰する年度の森林利用学会学術研究発表会において他の模範となる講演を行った学生会員の筆頭登壇者を対象に授与する。

第 12 条 森林利用学会研究奨励賞の選考は，森林利用学会研究奨励賞選考内規による。

第 13 条 表彰委員会は，委員長と若干名の委員で構成する。委員の委嘱は，理事会の議決を経て会長がこれを行う。

(1997 年 4 月 4 日制定)

(2008 年 3 月 28 日改定)

(2013 年 3 月 28 日改定)

(2023 年 3 月 28 日改定案)